

令和元年度個別労働紛争解決制度施行状況

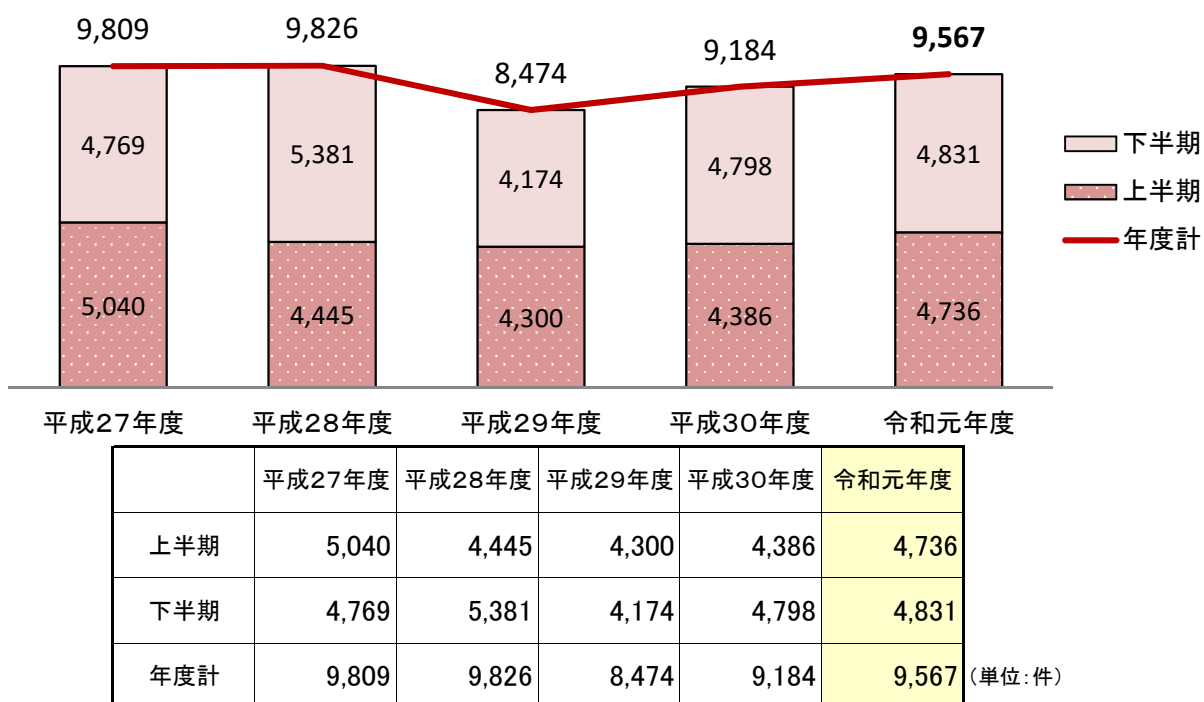
1 総合労働相談の状況

(1) 相談件数 [表1]

総合労働相談コーナー、労働基準監督署等に寄せられた総合労働相談件数は、9,567件（前年度比+383件、4.2%増）であった。

過去5年間の総合労働相談件数は、平成27～28年度は9,000件台で推移し、平成29年度に8,000件台前半にまで一時的に減少するも、再び9,000件台となった平成30年度以降、増加の傾向にある。

[表1] 総合労働相談件数の推移



(2) 相談者

相談者の内訳は、以下のとおりであった。

- | | | |
|----------------|---------|--------------|
| ① 労働者 | 5,520 件 | (全体の 57.7 %) |
| ② 事業主 | 2,566 件 | (同 26.8 %) |
| ③ その他（家族、知人など） | 1,481 件 | (同 15.5 %) |

(3) 相談内容

相談内容の内訳は、以下のとおりであった。

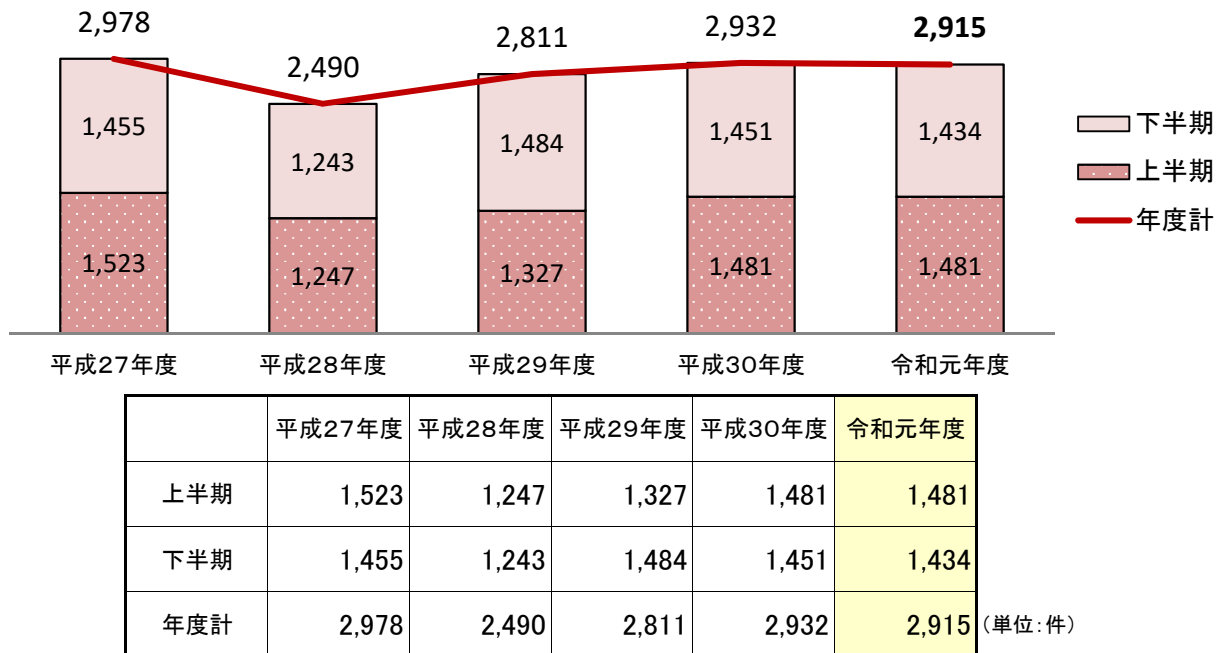
- | | | |
|--|---------|--------------|
| ① 法令・制度の内容等に係る問合せ、労働基準法等に係る法違反の疑いのある相談に関するもの | 6,047 件 | (全体の 63.2 %) |
| ② 民事上の個別労働関係紛争に関するもの | 2,915 件 | (同 30.5 %) |
| ③ その他（他の行政機関に関するものなど） | 605 件 | (同 6.3 %) |

2 民事上の個別労働紛争に関する相談の状況

(1) 相談件数 [表2]

民事上の個別労働紛争相談件数は2,915件（前年度比△17件、0.6%減）であり、過去5年間では、2,000件台半ばから後半を推移している。

[表2] 民事上の個別労働紛争相談件数の推移



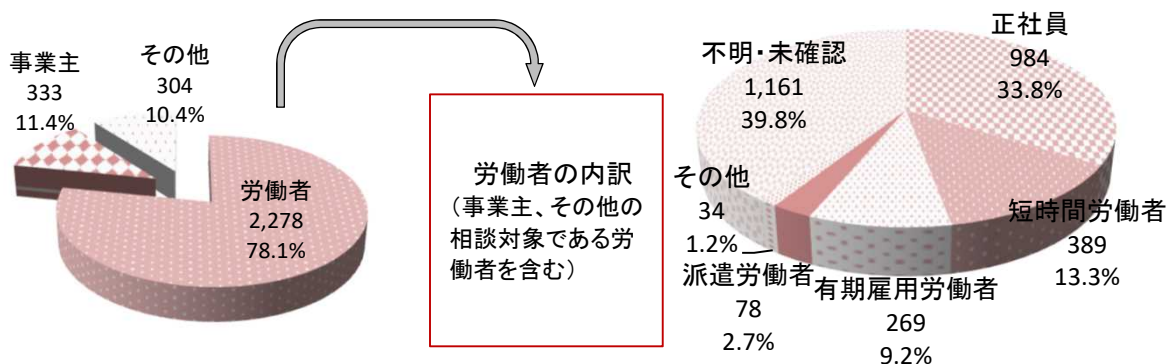
(2) 相談者 [表3]

相談者の内訳は、以下のとおりであった。 ※小数点以下2位四捨五入のため、合計100%にならない。

- ① 労働者 2,278 件 (全体の 78.1 %)
- ② 事業主 333 件 (同 11.4 %)
- ③ その他 (家族、知人など) 304 件 (同 10.4 %)

①及び②・③の相談対象となる労働者を就労形態別でみると、正社員が984件 (33.8%)、パート・アルバイト等の短時間労働者が389件 (13.3%)、有期雇用労働者が269件 (9.2%)、派遣労働者が78件 (2.7%)であった。

[表3] 相談者の内訳



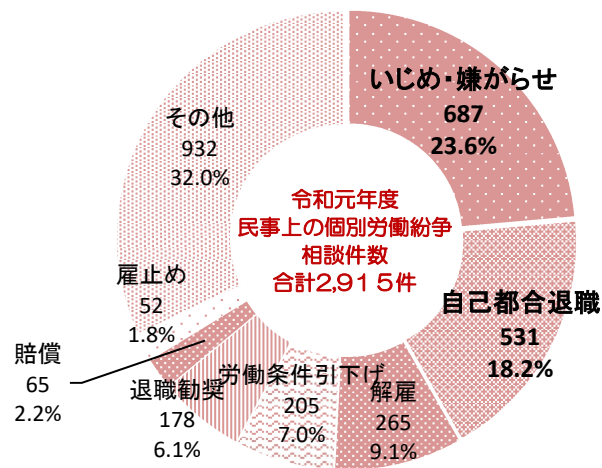
(3) 相談内容 [表4-1、4-2]

最も多かった相談内容は、「いじめ・嫌がらせ」の687件であり、全体の23.6%を占めている。「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は、平成22年度以降、平成30年度を除き、最多の相談項目となっている。

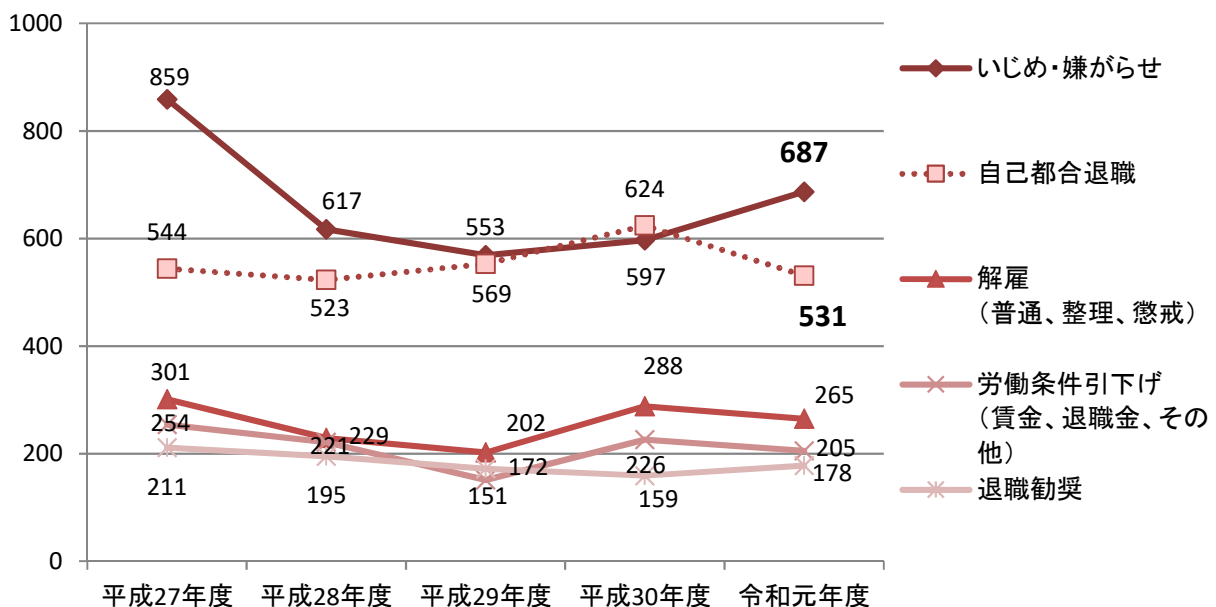
次いで「自己都合退職」の531件（18.2%）であるが、事業場からの慰留に対する相談、いつ退職届を提出すればよいかといった相談等が寄せられている。

以下、「解雇（普通解雇、整理解雇、懲戒解雇）」の265件（9.1%）、「労働条件引下げ（賃金、退職金、その他）」205件（7.0%）、「退職勧奨」178件（6.1%）が続いている。

[表4-1] 相談内容の内訳



[表4-2] 主要な相談内容別件数の推移

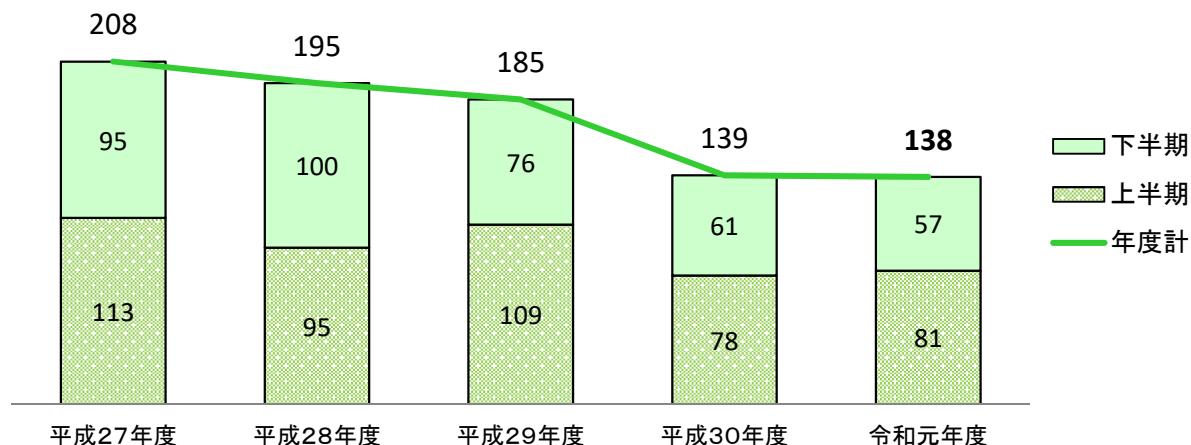


3 労働局長による助言・指導

(1) 申出件数 [表5]

民事上の個別労働紛争相談のうち、労働局長による助言・指導の申出件数は138件（前年度比△1件、0.7%減）であり、平成27年度（208件）以降、4年連続減少した。

[表5] 助言・指導の申出件数の推移



| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 上半期 | 113 | 95 | 109 | 78 | 81 |
| 下半期 | 95 | 100 | 76 | 61 | 57 |
| 年度計 | 208 | 195 | 185 | 139 | 138 |

(単位:件)

(2) 申出人

申出人の内訳は、138件全数が労働者であった。

これを就労形態別にみると、正社員が71件（51.4%）、パート・アルバイト等の短時間労働者が43件（31.2%）、有期雇用労働者が18件（13.0%）、派遣労働者が6件（4.3%）であった。

(3) 申出内容 [表6]

申出内容の内訳は、「その他の労働条件」48件（34.8%）が最も多く、次いで「いじめ・嫌がらせ」に関するものが38件（27.5%）、「自己都合退職」27件（19.6%）、「解雇（普通解雇・整理解雇・懲戒解雇）」6件（4.3%）となっている。

[表6] 助言・指導の申出内容別件数の推移

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|------------|
| その他の労働条件 (※1) | 20 | 35 | 38 | 28 | 48 |
| いじめ・嫌がらせ | 46 | 30 | 40 | 47 | 38 |
| 自己都合退職 | 48 | 45 | 46 | 25 | 27 |
| 解雇 (※2) | 12 | 8 | 13 | 20 | 6 |
| 雇用管理改善等 (※3) | 28 | 28 | 35 | 9 | 5 |
| その他 (上記以外) | 71 | 62 | 39 | 37 | 22 |
| 合計 | 225 | 208 | 211 | 166 | 146 (単位:件) |

※1 「その他の労働条件」は、労働条件に関するものうち賃金、労働時間、勤務シフト、休日、休暇、休職、福利厚生等のこと。

※2 「解雇」は、普通解雇、整理解雇、懲戒解雇の合計である。

※3 「雇用管理改善等」は、企業の人事管理、労務管理、職場環境の問題について、改善や補償を求めるものこと。

※4 内容別の合計が申出件数よりも多いのは、1件の申出で複数の項目を受理したことによる。

(4) 助言・指導の処理状況 [表7]

助言・指導の処理状況は下表のとおりであり、具体的な事例は別添2に掲載している。

[表7] 助言・指導の処理状況 ※ ()内は、処理終了件数137件に占める比率を示す。

| | | | | |
|---|--------------------|-------------|-------------|-------------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 助言・指導の 申出 </div> | 処理終了件数 137件 | | | |
| | 助言・指導の実施 | 取下げ | 打切り | その他 |
| | 137件 (100.0%) | - (0.0%) | - (0.0%) | - (0.0%) |

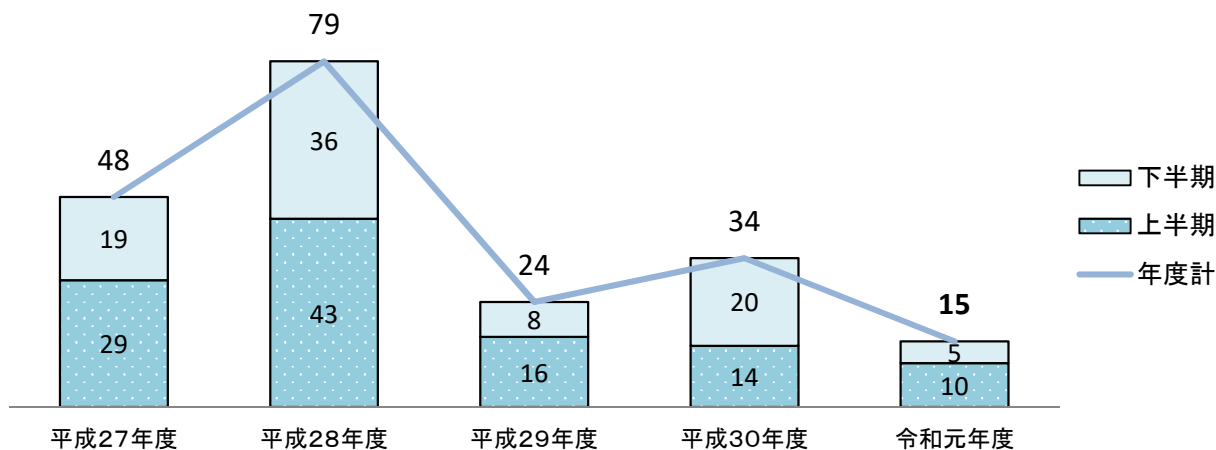
※ 処理終了件数には、繰越分を含んでいる。

4 紛争調整委員会によるあっせん

(1) 申請件数 [表8]

令和元年度のあっせん申請件数は15件（前年度比△19件、55.9%減）であり、前年度から半減した。平成14年度以降、過去最低となっている。

[表8] あっせん申請件数の推移



| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 上半期 | 29 | 43 | 16 | 14 | 10 |
| 下半期 | 19 | 36 | 8 | 20 | 5 |
| 年度計 | 48 | 79 | 24 | 34 | 15 |

(単位:件)

(2) 申請人

申請人の内訳は、15件全数が労働者であった。

これを就労形態にみると、正社員9件（60.0%）、パート・アルバイト等の短時間労働者3件（20.0%）、有期雇用契約者1件（6.7%）、その他2件（13.3%）であった。

(3) 申請内容 [表9]

申請内容の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」に関するものと「解雇（普通解雇・整理解雇・懲戒解雇）」がそれぞれ5件（33.3%）で最も多く、合わせて6割を超える。

[表9] あっせん申請内容別件数の推移

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| いじめ・嫌がらせ | 17 | 39 | 9 | 18 | 5 |
| 解雇(※1) | 14 | 15 | 5 | 3 | 5 |
| 労働条件引下げ(※2) | 3 | 8 | 1 | 1 | 0 |
| その他(上記以外) | 22 | 25 | 9 | 12 | 5 |
| 合計 | 56 | 87 | 24 | 34 | 15 |

(単位:件)

※1 「解雇」は、普通解雇、整理解雇、懲戒解雇の合計である。

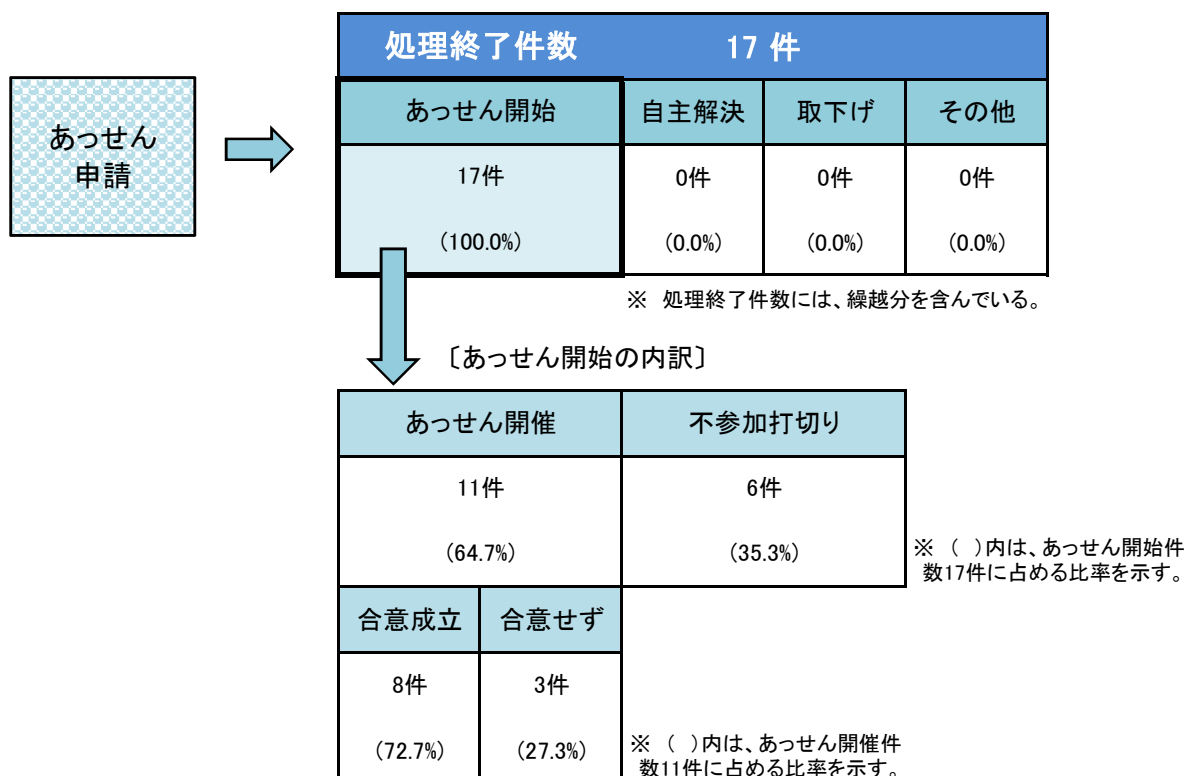
※2 「労働条件引下げ」は、それぞれ賃金、退職金、その他の労働条件引下げの合計である。

※3 平成27年度及び平成28年度において、内容別の合計が申請件数よりも多いのは、1件の申出で複数の項目を受理したことによる。

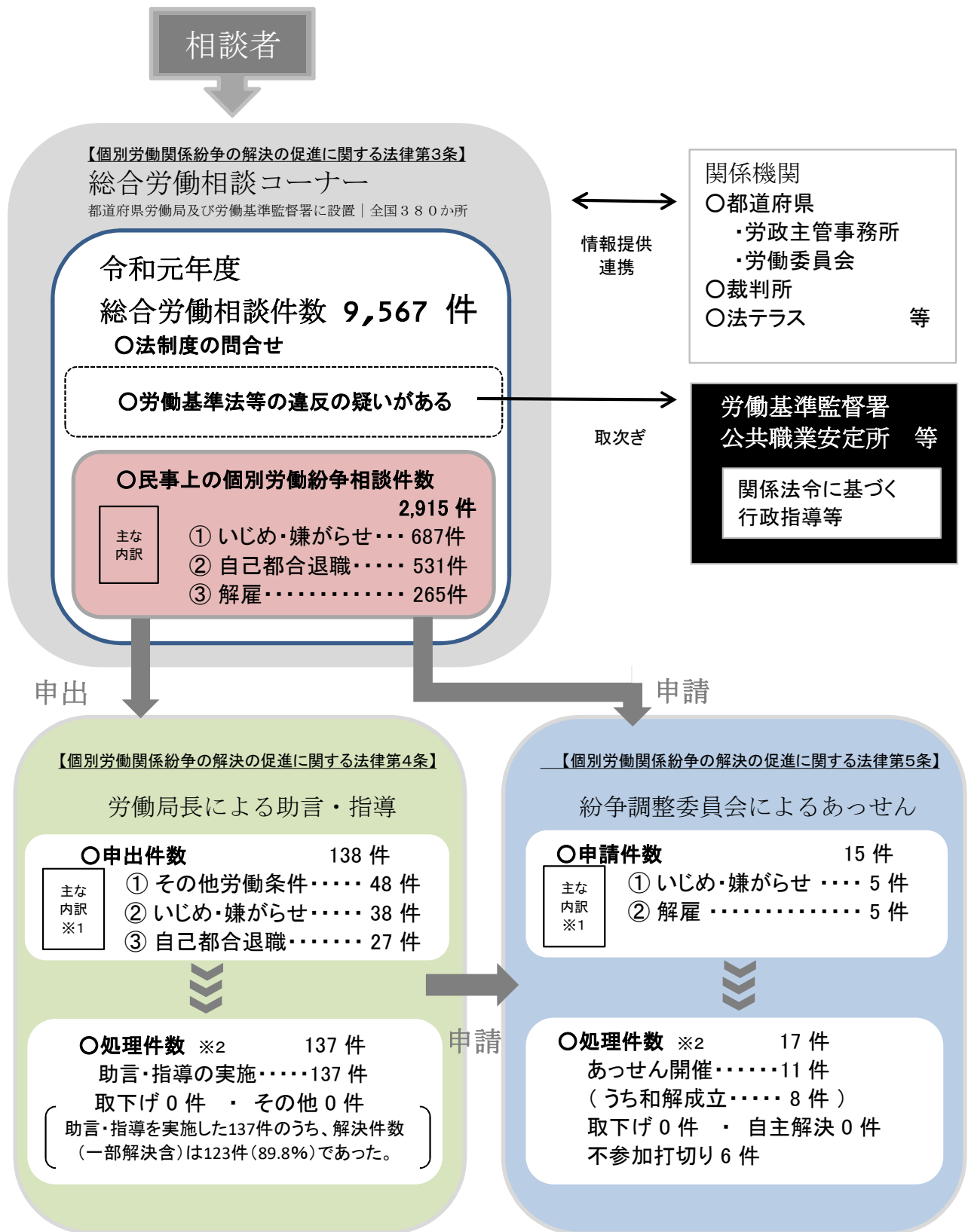
(4) あっせん処理状況 [表10]

あっせん処理状況は下表のとおりであり、具体的な事例は別添2に掲載している。

[表10] あっせん処理状況



5 個別労働紛争解決制度の枠組みと処理状況（まとめ）



※1 1回において複数の内容にまたがる申出又は申請があった場合には、複数の内容を件数に計上している。

※2 年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。